

議案第198号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

第1条 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第4条の見出しを「(保育所の設備の基準)」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

保育所には、乳児を入所させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備を備えなければならない。

附則第2項中「及び第4条」を「並びに第4条第2項及び第3項」に改める。

第2条 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条中第1項を次のように改める。

保育所には、次の各号に掲げる場合に^{もく}応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を備えなければならない。

- (1) 乳児を入所させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる場合 沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の^{もく}沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）
- (3) 満2歳以上満3歳未満の幼児を入所させる場合 シャワー設備（シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な^{もく}沐浴のための専用の設備（^{もく}沐浴用設備を除く。）をいう。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（第3条第11号の改正規定に限る。） 平成29年4月1日

(2) 第2条の規定 平成30年4月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際、現に存する保育所のうち、同条の規定による改正後の大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項（第2号に係る部分に限る。）に定める設備の基準（以下「第2号基準」という。）に適合しないものであって、同号に定める^{もく}沐浴用設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る第2条の規定の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該保育所における設備の設置状況その他の状況を勘案して第2号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める保育所にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。
- 3 第2条の規定の施行の際、現に存する保育所のうち、改正後の条例第4条第1項（第3号に係る部分に限る。）に定める設備の基準（以下「第3号基準」という。）に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る第2条の規定の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該保育所における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める保育所にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「いう。）」とあるのは「いう。）又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

平成28年 9 月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

保育所の設備に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。) 第 1 条から第14条の 4 まで及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) - (10) 省 略

(11) 情緒障害児短期治療施設 省 略
児童心理治療施設

(12) - (13) 省 略

(保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準)

設備の

第 4 条 保育所には、乳児を入所させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備を備えなければならない。

2 省 略

2 省 略

3

附 則

(施行期日)

1 省 略

(経過措置)

2 保護者からの保育の実施の申込みがあり、第 3 条第 4 号 (設備運営基準第32条第 6 号 (保育室に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。) 及び 第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定による基準並びに

に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所 (待機児童 (保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。)) の状況を勘案して市長が特別な措置を講ずる必要があるものとして定める区域内に存するものに限る。) において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室の面積に係る基準は、市規則で定める日までの間に限り、これらの規定にかかわらず、乳児室又はほふく

室にあつては乳児又は設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき、保育室にあつては同条第5号の幼児1人につき、それぞれ1.65平方メートル以上とする。

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

（第2条による改正関係）

（保育所の設備の基準）

第4条 保育所には、乳児を入所させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備を備えなければならない。

保育所には、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を備えなければならない。

- (1) 乳児を入所させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる場合 沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）
- (3) 満2歳以上満3歳未満の幼児を入所させる場合 シャワー設備（シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な沐浴のための専用の設備（沐浴用設備を除く。）をいう。）

2 - 3 省 略